

別表第1 (第3条関係)

事 項	名 義 者
1 法令の規定等に基づき学長として行う行為に関するもの	学 長
2 基本規則及び学則等諸規程の制定, 改廃, その他重要な告示に関するもの	〃
3 大学の重要な儀式, 行事に関するもの	〃
4 大学の重要な人事に関するもの	〃
5 大学院の専攻, 学部の課程, 学科, 附属学校その他これに準ずるものの設置, 改廃等に関するもの	〃
6 大学の運営方針その他教育研究に関する重要なもの	〃
7 予算に関するもののうち, 概算要求, 予算配分の方針その他特に重要なもの	〃
8 会計規則等に基づき学長として行う行為に関するもの	〃
9 学生の厚生補導に関するもののうち, 重要なもの	〃
10 入学, 退学, 転学, 留学, 休学, 卒業等学生の身分に関するもの	〃
11 学生, 教職員の身分に係る証明に関するもの	〃
12 学内に対する照会, 回答等に関するもの	〃
13 前各号に掲げるもののほか, 学長名又は大学名を用いることが適当と認められるもの	(大 学 名)
14 共済組合に関する重要なもの	(支 部 長)
15 学外に対して事務局の長としての照会, 回答等を行うことが適当と認められるもの	事 務 局 長
16 理事の名義を用いることが適当と認められるもの	理 事
17 法令の規定等に基づき附属学校部長として行う行為に関するもの	附 属 学 校 部 長
18 附属学校の運営に関する重要なもの	〃
19 前二号に掲げるもののほか, 附属学校部長の名義を用いることが適当と認められるもの	〃
20 法令の規定等に基づき初等教育課程長, 教員養成課程長, 教育協働学科長, 教育学研究科長, 連合教職実践研究科長, 各センター長又は附属学校園長として行う行為に関するもの	初等教育課程長, 教員養成課程長, 教育協働学科長, 教育学研究科長, 連合教職実践研究科長, 各センター長又は附属学校園長

21 教授会その他初等教育課程，教員養成課程，又は教育協働学科の重要な会議及び研究科委員会その他教育学研究科又は連合教職実践研究科の重要な会議に関するもの	初等教育課程長，教員養成課程長，教育協働学科長，教育学研究科長，連合教職実践研究科長
22 前二号に掲げるもののほか，初等教育課程長，教員養成課程長，教育協働学科長，教育学研究科長，連合教職実践研究科長，各センター長又は附属学校園長の名義を用いることが適当と認められるもの	初等教育課程長，教員養成課程長，教育協働学科長，教育学研究科長，連合教職実践研究科長，各センター長又は附属学校園長
23 法令の規定等に基づき附属図書館長として行う行為に関するもの	附 属 図 書 館 長
24 附属図書館の運営に関する重要なもの	"
25 前二号に掲げるもののほか，附属図書館長の名義を用いることが適当と認められるもの	"
26 事務局の部内の2以上の課の所掌事務に係るもの	主 管 部 長
27 前号に掲げるもののほか，主管部長の名義を用いることが適当と認められるもの	"
28 学外に対する照会，回答等のうち，特に軽易なもの	主 管 課 長 又 は 室 長
29 前号に掲げるもののほか，主管課長又は室長の名義を用いることが適当と認められるもの	主 管 課 長 又 は 室 長